

國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

江戸幕府と神田祭：御雇祭について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 岸川, 雅範 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002040

江戸幕府と神田祭

―御雇祭について―

岸川 雅 範

要旨

江戸・神田祭は山王祭とともに幕府より「山王神田ハ官祀ナレハ格別」の待遇を受け、俗に「天下祭」と呼ばれた。天下祭は、祭礼行列が江戸城内へ入ることが通例であったこと、江戸城内で時には将軍の上覧があつたこと、幕府が神輿行列の費用を負担し南伝馬町と大伝馬町が国役として神輿昇などに奉仕したことを主な特徴とする。また氏子町々による山車や附祭などの賑やかな祭礼行列も、天下祭としての一面を表しているといえよう。

さらに天下祭に加わつた行列として、御雇祭があげられる。御雇祭とは江戸幕府の命により幕府が経費の一部を負担して出された行列で、太神楽やこま廻しなどの諸芸、御台所（將軍正室）や大奥の所望による「御好附祭」「御好品」などと呼ばれ氏子町々の出した附祭に似た行列が出された。本稿では、この御雇祭について、諸要素及び歴史の変遷を明らかにすることを目的とする。

キーワード

神田祭、御雇祭、太神楽、こま廻し、上覧

一、はじめに―御雇祭は天下祭独自の行列―

江戸の代表的な祭礼といえれば神田明神の神田祭であつた⁽¹⁾。江戸山王権現（現・日枝神社、東京都千代田区麹町鎮座）・山王祭とともに、幕府より「山王神田ハ官祀ナレハ格別」⁽²⁾の待遇を受け、江戸幕府公式の年中行事の一つとされた。江戸庶民たちからは、俗に「天下祭」と呼ばれた。天下祭の特徴として、今までの研究において指摘されてきたのは以下の特徴である。①祭礼行列が江戸城内へ入ることが通例であつたこと、②江戸城内で時には将軍の上覧があつたこと、③幕府が神輿行列の費用を負担し南伝馬町と大伝馬町が国役として神輿昇などに奉仕したことがあげられた⁽³⁾。さらに氏子町々より出された三十六番四十本前後の山車や、当番町が決められ江戸の文化芸能が多彩に採り入れられた附祭などの賑やかな祭礼行列も天下祭としての一面を表している⁽⁴⁾。

神田祭の祭礼行列は、二基の神輿、氏子町々の山車や附祭、諸大名による警固などから構成された。江戸の神社祭礼―三社祭や富岡八幡宮祭礼など―も同様に、神輿、山車、附祭を行列の主な構成要素とした⁽⁵⁾。その中でも天下祭にのみ唯一出された行列があつた。それを「御雇祭」と言つた。

御雇祭とは御用祭とも言われ、太神楽やこま廻しなどの諸芸、御台所（將軍正室）や大奥の所望による「御好附祭」「御好品」などと呼ばれ氏子町々の出した附祭に似た行列が出された。江戸幕府の命により出され、経費の一部を幕府が出したところから、御雇祭と言われるようになった。

本稿は、天下祭―神田祭と山王祭―にのみ許された江戸幕府御用の御雇祭に関する諸要素、歴史の変遷を明らかにすることを目的とする⁽⁶⁾。

二、御雇祭のはじまり―太神楽とこま廻し

宝曆八年九月に町年寄・樽屋与左衛門による以下の願が幕府へ出された。
当九月十五日神田明神祭礼之節差出候

こま廻し

鞠之曲

太神楽耆組

右先達而申上候通こま廻し江金四両鞠之曲之者江金三両太神楽耆組江金六両式分去々子年之通式百両金之内二而御金被下置候様仕度奉存候依之申上候以上

寅九月

樽屋与左衛門⁷⁾

宝曆年間(一七五一〜一七六三)から幕府が経費の一部を下して太神楽、鞠之曲、こま廻しが神田祭で常時出されるようになった。これらが後に御雇祭と言われるようになり、各行列には御雇祭の証となる御用札・御用提灯を出すことも命じられた⁸⁾。その他、享保十五年(一七三〇)の山王祭に山車十五番と三十五番それぞれ後に曲太鼓一組が出され、元文二年(一七三七)の同祭礼において太神楽三組と品玉師、同四年の同祭礼において曲馬と人馬、安永五年(一七七六)に白猿一足と芸猿一足が出されるなど一時的にはあつたが様々な曲芸も出されたことが記録に見られる⁹⁾。神田祭において江戸時代を通じ御雇祭として多く出されたのは、太神楽とこま廻しであった。

【太神楽】

太神楽は祝福芸あるいは大道芸として江戸に根付いたが、江戸においては尾張国熱田神宮より派生した熱田派と、伊勢吾鞍川より出た伊勢派とが活躍した¹⁰⁾。この二派の太神楽の中で、特に江戸及び天下祭と関係が深かったのは熱田派で、鏡味権之進、菊田鞆負が中心的人物であった。

鏡味権之進が幕府へ差し出した安永元年(一七七二)八月二日の書上に「熱田大宮司社役人より免許を請、風折烏帽子浄衣奴袴着用仕候、且又熱田

社役人ハ正禰宜と唱申候、熱田を放れ他国江罷出候ものハ皆権禰宜と相唱、加持祈祷被相頼候得ハ、則札二権禰宜と相認申候、寛文九己酉年寺社御奉行加賀爪甲斐守様、黒田山城守様御勤役之節、伊勢方、熱田方江太神楽新規二致し候もの有之候ハ、御訴申上候様、御書付被下置候、(以下略)¹¹⁾とある。

熱田派の太神楽は熱田神宮の大宮司千種伊勢守の下に属していたが、寛文四年(一六六四)に千種伊勢守の許可を得て鏡味、菊田が江戸へ出て「悪魔祓い」として江戸の屋敷を廻り三月に帰国した。その後、同九年正月に寺社奉行・加賀爪甲斐守直澄、小笠原山城守長頼により吹上の御庭にて上覧に供され、以後、江戸に上ることを定例とした。さらに熱田より江戸へ移住するようになり、組合が作られ十二組が定められた¹²⁾。

『むかしむかし物語』(享保十七年)に、寛文・万治頃(二六六一〜七〇)頃の太神楽として、

太神宮御祓大神楽とて、毎日江戸中を徘徊し歩く有様、先儀式正しくして、先へ鼻高き面を被りたるもの、直垂を着白袴着し御幣を持て立、其次に十四五計の男子を美敷作り、瓔珞をかぶり、長絹を着せ、白袴着し中啓の扇子、右に鈴を持歩む、三番目に麻上下を着たる男箱を持、四番に布衣装束たる者、其次に四つ足付たる長持蓋をあをのけて、其上に獅子の頭を直し、中に大太鼓をおき、一万度の御祓真中に立て御幣を立、此長持昇四人か六人にて昇つぐものも烏帽子着て白丁を着し、白きくくり袴着て、はやし方左右に附、笛小鼓大鼓小つゞみ打、どひやうし打合替たる時、右のやうらくかぶりたる舞子、神楽を舞、次第に拍子急に詰る、誠にしんくとして感にたへる計也、其内の興にどうげ人の笑ため、大

太鼓打烏帽子を左右筋違にかぶり、道化にして見物興に入る¹³⁾。(以下略)とある。その後時代が下るにつれ曲芸が加えられ、十三番の演目―曲撥、曲鞠、傘の曲、長撥の曲、羽子板相生の曲、花籠鞠の曲、相生茶碗の曲、五階茶碗の曲、水雲井の曲、天鈿女の舞、鹿島の舞、末広一万燈の立物、悪魔除獅子の舞―が演じられるようになった¹⁴⁾。

この熱田派の太神楽が江戸に移住した後に、天下祭の祭礼行列において先払いの役を勤めるようになり、御雇祭でも出されていくようになった。その古い記録として『太神楽及御役材木旧記』『大神楽初利』に以下のようにその始まりが記されている。

享保十二未六月十四日昼七ツ時分大岡越前守様ニ而大杉明神江ねり物等差出候段御停止之儀惣名主中被召出被仰渡候御弥左衛門町伊左衛門様当町名主様右御兩人江被仰付候は明十五日御祭礼に大神楽御上覽可被為遊旨被仰候間兩人支配祭り組合ニ而大神楽二組差出候様ニ被仰付候ニ付則御請被申上候処奈良屋市左衛門様御掛ニ而内見可被成旨被仰渡同夜式部屋敷菊田新六と申大神楽師ニ二組共ニ一組ニ付金四両宛ニ一式請負申付夜四ツ時分奈良屋ニ而下見相済申候其節大神楽人数并装束書差出候依之明十五日明ヶ七ツ時山王詰場迄参著仕弥左衛門町新肴町ハ只今迄勤来候三拾五番之順ニ相詰材木町ハ拾五番と拾六番之間江大神楽斗相詰只今迄相定候出印練物之儀ハ前方之通り廿六番之順ニ可相詰旨尤大神楽世話仕候町人ハ羽織袴ニ而附添可罷出段被仰渡候(以下略)¹⁵⁾

享保十二年六月十五日山王祭において熱田派の菊田新六に太神楽二組を祭礼行列に加えるよう申し付けられ、弥左衛門町、新肴町、材木町が世話をし、幕府より一組に四両ずつが出された。その後、同十四年に菊田新六と鏡味権之進がこれをつとめ、以降、山王祭においては、同十六、二十年、元文二、四年、寛保元年(一七四一)、同三年、延享二年(一七四五)、寛延二年(一七四九)、同四年、宝暦三年(一七五三)、同七年と不定期ではあったが太神楽が出された¹⁶⁾。

神田祭に出された太神楽は、当初は氏子町・神田須田町により練物の代わりとして出されていたが、宝暦六年に町が困窮したため出さないことを願い出て、その代わりに本材木町一、二、三、四丁目、弥左衛門町、新肴町が世話町となって出されることになり、山車八番と九番の間に出されることになった。以後、山王祭同様に太神楽の世話を勤めることになった。

宝暦十三年の神田祭において出された太神楽の番組は以下のような内容であった。

九月二日樽屋殿江差出候
大神楽番組

- 一 神楽獅子 幣と鈴を持舞申候き、らすり道外一人 一曲太鼓 三番叟水之曲数のばちニ而曲
- 一 相生獅子 道外二人牡丹の花を持獅子舞 一曲太鼓 まりのきよく笠のきよく籠のきよく
- 一 太平踊 神歌をうたひ踊

以上

未九月

大神楽師 菊田新蔵

大神楽一組人数書上

- 一 神楽師装束布衣 一人 一 猿田彦装束烏甲半切大口を著し小出印持
- 一人

- 一 大神楽獅子の舞 二人 一曲太鼓打 伊達染小袖 二人
- 一 囃子方 装束烏帽子素袍麻上下其外伊達染小袖 六人
- 一 神楽持 四人 一町人羽織袴 四人 一世話役羽織 四人

人数合式拾四人

右之通御座候以上

未九月

本材木町一二丁目行事 伝兵衛(以下略)

その後、寛政三年(一七九一)、松平定信による寛政の改革により、太神楽は御雇祭からはずされ、その代わり太神楽は氏子町を三つの組合に分けて順番に出すことを命じられた¹⁸⁾。以降、幕末まで一時中断したことはあったが、基本的に太神楽は天下祭の御雇祭として出された(図①-1-3参照)。

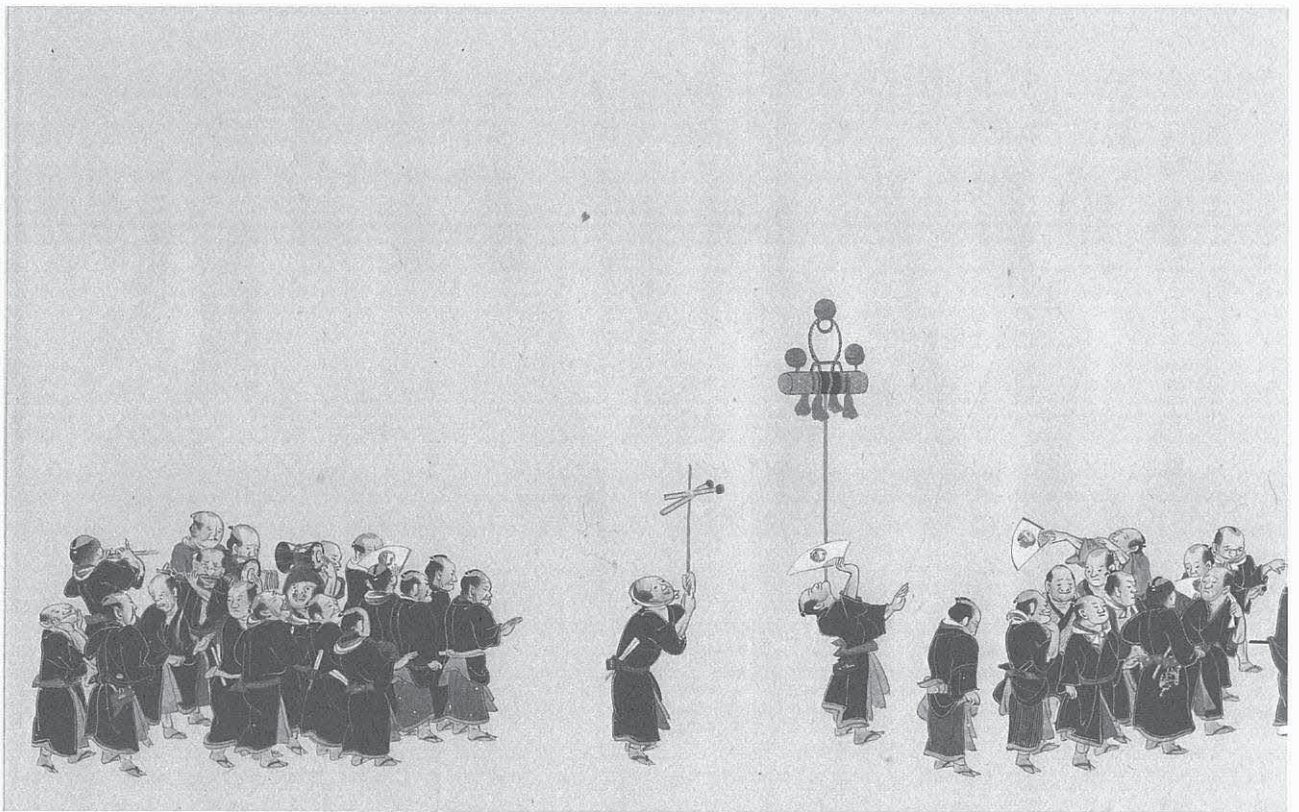
【こま廻し】

太神楽に続き御雇祭として多く出されたのが、こま廻しであった。神田祭において御雇祭でこま廻しを多く勤めたのは松井源水であった。

松井源水は浅草田原町三丁目半蔵店に住み浅草寺においてこま廻しを演じ



図①-1 神田祭における大神樂 (住吉内記広定『紙本着色 神田明神祭礼絵巻 (部分)』文久3年(1863)、神田神社所蔵)



図①-2 神田祭における大神樂 (住吉内記広定『紙本着色 神田明神祭礼絵巻 (部分)』文久3年(1863)、神田神社所蔵)



図①-3 神田祭における太神楽 (住吉内記広定『紙本着色 神田明神祭礼絵巻 (部分)』文久3年 (1863)、神田神社所蔵)

て齒磨を売ることを渡世としていた香具師であった。⁽¹⁹⁾『守貞謄稿』の独楽の項で「江戸にては、浅草観音の境内に、松井玄水(マツイ) (玄水宅はかじ橋外なり。浅草は稀に出張することあるのみ)と云ふ齒抜き店、妙手なり。將軍浅草御成の日、上覧ありし以後、御成先御用の符を拝領す。」⁽²⁰⁾と評されている。

香具師としての松井源水の勤めについて、源水が所蔵した享保二十年の大岡越前守の尋に対する「香具商人之儀御尋^并御答書付」に以下の通り記されている。

一、此度長崎より御奉行細井因幡守注進之趣、近年唐物抜荷物致^三売買^二候者数多有^レ之由、左様之族ヲ見附次第、其者国所相糺、御領者御代官所、私領者其所之役所へ預ケ置、早速江戸表御月番所へ可^三訴出^二候事。

一、人參・虎膽・麝香・龍腦、其外諸薬種、唐物之儀者御望無^レ之類、又者長崎証人之売上取添、諸薬種売買致し候ハ、早速可^三訴出^二候。右之趣被^三仰渡^二候間、急度相守可^レ申候。其砌固々遠路之義、又は十三香具之訳迄、逐一被^三遊^二御尋^一候処、越前屋庄兵衛・丸野安太夫・尾上兵左衛門と申者罷出、速^二言上^一仕候。十三香具きハまる御密当之趣。^{(以下略)⁽²¹⁾}

香具師はいわゆる売薬を中心に後の「てきや」の仕事をしつつ、江戸幕府の命により抜荷つまり密貿易の逮捕に協力する隠密でもあったのである。特に松井源水はその代表の一人であったとする説もある。⁽²²⁾

町方書上によると、享保十一年十二月十三日、浅草寺境内で初めて將軍(順信院・家重)が源水のかま廻しを上覧した。それ以降、享保十四年、元文二年まで順信院が上覧し、延享四年、寛延三年、宝暦元年、同四年、同十一年に俊明院(家治)、明和七年(二七七〇)、同八年、安永二年、同四年に孝教院(徳川家基)、安永十年、天明二から六年までに公方(家治)、天明七年(一七八七)、享和三年、文化元年(一八〇四)、同二、三、五年にも公方様、文化六年、同七年に公方(家齊)と菊千代(斉順)、文化十三年に家齊

要之丞（齊莊）、保之丞（齊明）、享和元年、同二年、文化元年、同二から四年、同八から十年に内府（家慶）と大納言、文化十三年に菊千代が上覧した。また御三家、御三卿、日光門主、堂上方も度々上覧したという。⁽²³⁾

松井源水が演じたこま廻しの演目には独楽曲と枕曲とがあった。その内容は以下の通りである。

独楽曲目録

- | | | | |
|---------|--------------------|---------|----------|
| 万代打するこま | 礎拍子こま | 天の釣こま | ちようなかけこま |
| 二段かけこま | 三重のこま | 相生三重こま | させるのこま |
| 草の花まきこま | 風車のこま | 山雀の輪抜こま | 遣羽子のこま |
| 筆先のこま | まりとこま | 立葵のこま | 玉子のこま |
| 水中のこま | 巖石落のこま | 糸渡りのこま | 言葉谷こま |
| 道成寺のこま | 多葉粉のこま | 刃渡りのこま | 鶴の巢籠のこま |
| 枕曲目録 | | | |
| 四季四ツ枕 | 沓つまくら | ふたつ枕 | 八ツ橋枕 |
| | | | あや杉枕 |
| | | | 勅使の枕 |
| すくひ枕 | 打抜枕 | | |
| 出合枕 | 屏風枕 | 瀧枕 | |
| | 以上 ⁽²⁴⁾ | | |

演目の詳細は不明であるがこのような演目が浅草寺などで上覧に預かったのであろう。

この松井源水によるこま廻しが初めて神田祭に出されたのは宝暦四年であった。

一宝暦四戌年九月十五日町年寄懸りにて、神田明神祭礼の節、吹上上覧所へはじめて罷り出、こまの曲の御用相勤め、その後、右祭礼の節たびたび御用相勤め、御手当として金三両ずつ下し置かれ候。⁽²⁵⁾

その後、所見の資料によると、こま廻しは宝暦六年と同八年に出された後、同十年、十三年、明和二年、明和四年まで出されなかった。しかし明和六年に再び出すようを命じられ、山車八番と九番の間に加わることが命じられた。⁽²⁶⁾

『近世珍聞集』寛政三年の記事に「(前略)〇九月十五日神田大明神御祭礼出し斗りにて大神楽并こま廻し松井源水子供角力こればかりにて御聞候よし承り候此時狂哥に おまつりハ目出たいあら御吸もの たし斗にてみどころはなし(以下略)」との風聞が見られるが、寛政の頃も松井源水がこま廻しを勤めていたことがわかる。

享和元年(一八〇一)に御雇祭の変更が幕府より命じられ、こま廻しはしばらく中止となった(後述)。それが復活するのは天保十二年(一八四一)の神田祭からであった(図②参照)。

〇九月、神田明神祭礼の時、子年より附祭十六ヶ所と改て、三箇所と成る。(中略)御雇祭、こま廻し始る(浅草田原町源水、これを勤む。弘化四末年より弟子、本所元町源弥、これをつとむ。〇こまの曲は、万歳打末・きぬた・山がら・掛はし・玉子の上・風車・立あふひ・水の上・させる風車・帆綱登り。又、枕の曲は、三重・八ツはし・あや杉・すくひ・打抜・こまの曲・しやつきり・筆の先・三重の糸渡り・がんぜき・しの竹・扇・唐子遊び・階子のり・糸渡り・大こま。以上初年の番組也。これより年々少しくかはりあり。⁽²⁷⁾

以降、同十四年、弘化二年(一八四五)、同四年、嘉永四年(一八五二)まで出されたが、弘化四年からは松井源水の弟子・松井源弥が源水に代わり奉仕するようになった。⁽²⁸⁾しかし再び安政二年、同四年に中止となり、安政六年、文久元年に復活し江戸時代が終焉するとともにこま廻しは神田祭から姿を消した。

神田祭におけるこま廻しの演目については、嘉永四年の祭礼の時に松井源水の弟子・松井源弥が提出した書付の中に以下の番組が見られる。

- こまの曲
枕之曲 番組書

南本所元町

市兵衛店



図② 天保十二年の神田祭におけるこま廻し (右下)
 (『神田御祭礼附祭番附 (部分)』神田神社所蔵)

こまの曲

万代うちすえのこま
 きぬたしころのこま
 山からわぬけのこま
 きせるこし車のこま
 同多もん流しのこま
 同らおかへしのこま
 同吸くち風車之こま
 同そてくるまのこま
 同かけはしのこま
 五つのこま

枕の曲

三ツまくら
 四ツまくら
 打ぬきまくら
 八つはしまくら
 あしろまくら

こまの曲

から子あそひのこま
 後ろにてきやく戻こま
 二見ケうらのこま
 扇子地紙止之こま
 立葵のこま
 扇子あしらいのこま
 糸渡りのこま
 帆つなのこま
 大こま長右衛門かけ

囃の巢籠りのこま

右番組之通罷出、芸等可仕候、已上

南本所元町

市兵衛店

嘉永四亥年七月

こま廻し	源 弥
倅	直 吉
弟子	源 造
同断	甚之助
同断	力 蔵 ⁽³⁰⁾

この時は山車十九番と二十番の間に入った。

三、品替御雇祭の誕生

享和元年、御雇祭に大きな変化が見られた。それは、御雇祭の一つとして出されていたこま廻しに代つて「品替」御雇祭と言われるものが出されるようになったことである（以下、この御雇祭を品替御雇祭と表記）。時代は降るが文政六年（一八二三）の町年寄による御雇祭に関する伺いに、品替御雇祭の経緯が以下のように記されている。

神田明神祭礼之節拾九番より式拾番之間江先々こま廻し差出来候処去ル
享和元酉年祭礼之節よりこま廻しは□□（虫損 相止か）品替仕相伺候
様被仰渡右酉年より祭礼之度毎品替仕差出去々年も業平あつま下りの学
ひ差出申候当九月祭礼之節も品替仕申上候様可仕哉此段奉伺候以上

卯八月

樽 吉五郎⁽³¹⁾

享和元年（一八〇一）より神田祭において、こま廻しに変わり附祭と同じような内容を持つ行列・品替御雇祭を出すことが幕府より命じられたのであった。

山王祭でも同様に品替御雇祭が出されたが『藤岡屋日記』「文化十二乙亥

年大奥年中行事」の山王祭の記事に、

日うつりて山王の御祭礼にて、御台所の御方、吹上のたかどのへ入らせられ、つきしたがふ女房たつきらをかがり、御膳所より御送りもの御取ひろめあり、附祭り御好ミの品は御広敷御用人より町奉行へ達しておふせ付らる⁽³²⁾、

とあり、品替御雇祭の多くは御台所（徳川將軍夫人）・大奥からの所望により出され「御祭」「御役」「御用祭」「御好附祭」「御好ミの品」などと呼ばれた。

この品替を含め御雇祭について、安藤直方は「世相に疎い將軍を始として、大奥の女中達を主としたからであつて、上流社会には目新しい娯楽であつたと共に、下情の片鱗を窺知する便益もあつたが、演伎者の内には中々豪胆な輩もあつて、高貴の前にも係らず可なり皮肉な伎芸を見せたものもあつたらしい。」⁽³³⁾と、その主な目的を推測している。

品替御雇祭は、世話番町が山車や附祭を出した町々以外の町々より選ばれ、出し物の候補をいくつか出した上で命じられるものであった。文化八年（一八一）世話番を命じられた神田紺屋町三町分がこま廻しの品替案として以下の三案を提出した。

当九月十五日神田明神祭礼之節番組之外ニ太神楽一組⁽³⁴⁾こま廻し代り之品
取調可申上旨被仰渡候当年出物世話番神田紺屋町三町分⁽³⁵⁾申付候処左之
通り芸付差出候

- 一 山姥金太郎の学ひ 一組
- 一 桃太郎の学ひ 一組
- 一 碁盤人形 一組

右三通之内⁽³⁶⁾而可被仰付裁別芸付書付之通り日覆絵図三枚相添此段奉
伺候御入用之儀は成たけ省略為仕、追⁽³⁷⁾申上候様可仕候以上

未八月

樽与左衛門⁽³⁸⁾

その後、この三候補の内から碁盤人形が選ばれ、それに加え同町々より「四

季三番叟之学ひ」「花車岩井扇之学ひ」「乱菊枕慈童之学ひ」「五節句の学ひ」も出されることとなり十九番と二十番の間に入るようになった。諸経費の一部が幕府より出され、太神楽と合せて金四十兩三分銀三匁六分一厘七毛が下された。³⁵⁾

文政六年の品替御雇祭は浅草平右衛門町外四ヶ町（御蔵前）が世話番となり、永富町三丁目新兵衛店重四郎が請負人となり、五つの候補を出したが、各経費は以下の通りに申告された。

御雇上ヶ御品御請負直段左之通奉入御覽候

一 万歳妹背の柱建家台物二而一式

代金三拾四兩三分也

一 紀良貞住吉詣之学ヒ同家台物二而一式

代金三拾五兩三分也

一 鵜飼之学ひ同家台物二而一式

代金三拾貳兩三分貳朱也

一 花扇之学ひ地走り踊二而一式

代金三拾八兩貳分也

一 秋の七草売学ひ同地走り踊二而一式

代金四拾三兩也

右御品五組共御直段敷積立差上申候、以上

未七月 永富町貳丁目新兵衛店

坂田屋重五郎³⁶⁾

その結果、「秋の七草売学ひ同地走り踊二而一式」が選ばれ、その他、岩組に牡丹の引物などが賑やかに出された（図③―1―6参照）。文政六年の御雇祭を一覧すると表①のようになる。³⁷⁾

文政六年の御雇祭は、この品替御雇祭と太神楽であったが、ここでその経費を見てみると以下の通りになる。

（前略）

一金九兩 太神楽壹組³⁸⁾

一金貳兩三分

銀七匁五分八厘九毛

是は当日持出候品損料并持人供人足賃銀并当其外小買物代

× 金拾壹兩三分

銀七匁五分八厘九毛

一 右同断之節別段被 仰付差出候秋の七草売学ひ壹組³⁹⁾被下候分

一 金四拾兩 秋の七草売学ひ壹組³⁹⁾

是は先達而申上置候被下金高⁴⁰⁾御座候

右は秋の七草売学ひ壹組³⁹⁾相渡申候

一 金拾五兩

銀五匁九分六厘

是は当日持出候品新規并損料持人人足賃銀并当其外小買物一式之

代

× 金五拾五兩銀五匁九分六厘

合金六拾六兩三分銀拾三匁五分四厘九毛（以下略）³⁸⁾

太神楽については費用合計・金十一兩三分、銀七匁五分八厘九毛の内、江戸幕府により負担されたのは金九兩であり、また秋の七草売学びについては費用合計・金五十五兩、銀五匁九分六厘の内、金四十兩を幕府が負担しており、全ての費用を幕府が出したわけではなかった。また御雇祭に付随して出された表に見られる岩組に牡丹の引物などについては町々の寄付により出されたようである。³⁹⁾特に町の富裕な商人などが出金したことが多かったようである。⁴⁰⁾さらに文政八年の神田祭で、品替御雇祭は一組から五組へと増加した。この時世話番を勤めたのは、高砂町、住吉町と同裏河岸、難波町と同裏河岸、元大坂町であり、そのほとんどのテーマが昔話にまつわる内容であった。⁴⁰⁾

この品替御雇祭は文政十年（一八二七）の神田祭から廃止され、御雇祭は



図③-1



図③-2



図③-3



図③-4



図③-5



図③-6

表① 文政六年 御雇祭「秋の七草売り学び」ほか行列構成

【表① 文政六年 御雇祭「秋の七草売り学び」ほか行列構成】	
内容	人数・規模
秋の七草売り学び	踊女子供6人、囃子方15人、後見2人、世話役2人、踊台3枚、かつぎ日覆い(囃子方・楽屋用底抜け屋台)2荷、荷茶屋1荷
岩組二牡丹獅子の引き物 車にて引く	綱引99人、嶋台二松竹梅鼓太鼓の造り物(車にて引く)・子供15人、狸々の学び男5人、鉄棒引・男2人、碁盤人形の学び・男1人、黒縫くるみ人形遣い1人、浄瑠璃三味線・女子供4人、浦嶋の学び1人、魚の被り物1人、海士獵師の姿2人、蛸鮫の被り物2人、亀に猿の形をした被り物で釣竿を持つ者2人、魚の被り物16人、龍神管弦の学び、小轆2本、子供警固2人、日傘さしかけ花鏡行列、弁慶の学び七つ道具を背負う者・子供1人、草苺童の姿1人、玉藻の前の学び・女子供5人、官女の姿・女1人、縫いくるみの狐・男4人、塗笠杖を持つ者・女3
石橋獅子の学び	踊子供3人、踊台1台、綱引・女子供20人、囃子方15人
唐机二桃の引物 車にて引く	綱引55人、子供警固2人、桃の造り物(台に車をつけ引く)・子供15人、西王母東方朔の学び・地走踊・女子供2人、男2人、小轆2本、囃子方・女子供18人、かつぎ日覆い(底抜け屋台)1荷
松に羽衣伯凌の人形引物 車にて引く	綱引88人
碓に蛸の造り物 台に車をつけ引く	子供(綱引)15人、子供警固8人、大井川川越の学び人形(花籠に乗せる)女子供11人、旅衣装侍・町人・飛脚・道者・縫持の学び・男15人、川越人足、相撲取歩行2人、花籠に乗る子供1人、旅衣装女2人、相撲取の学び1人、連台3つ、乳母姿1人、波の音・太鼓三味線、縫いくるみ松の立木姿7人、獵師の学び、鮫・さざえ・蛤を背負おう3人
天女の学び	地走踊女子供7人、囃子方23人、かつぎ日覆い(底抜け屋台)1つ
岩組二亀烏帽子翁の面花小出し 車にて引く	綱引子供30人
住吉社の引物 車にて引く	綱引105人、からくり台に枕唐団扇の造り物(台に車をつけ引く)・子供5人、盧生の学び・子供1人、唐衣装8人、虎狩の学び・男4人、唐衣装12人
住吉詣の学び	地走踊女子供12人、囃子方23人、かつぎ日覆い(底抜け屋台)1つ
鈴の引物 牛車にて引く	綱引70人、警固10人、世話役10人、棒引15人
荷茶屋25荷	

本表は、拙稿「附祭・御雇祭の展開に関する序論—江戸・神田祭に焦点を当てて—」に掲載の表を一部修正したものである。

太神楽のみとなった。嘉永二年十月に山王祭の祭礼取扱掛連名により町年寄宛で出された上申書に、享和元年より文政十年までの経緯が以下の通りに記

されている。

一 山王・神田両祭礼共、寛政三亥年中町法御改正之節、附祭惣祭礼町々之内、太神楽壱組、外二附祭三組、都合三組世話番町相立、順二可相勤旨被 仰渡候間、右振合ニ而差出来候処、神田明神之方ハ惣町数も無数、自ラ附祭品数も不足に付、享和元酉年中より両祭礼無之場所江被 仰付、御雇ニ而壱品差出来候処、追々花美ニ成行候ニ付、文政十亥年九月神田祭礼之節、附祭世話番并御雇上ケ共以来御差止相成、寛政度以前之通町々より附祭勝手次第可差出、併惣町ニ而相互ニ申合、踊台六つ七つ、引物・練物取交八つ九つ流用致し、都合十五六位ヲ目当ニ致し差出可申、尤、是迄差出来候地走踊者御差止ニ相成、且、太神楽壱組者是迄之通御雇上ニ而差出、町内よりは迄差出来候太神楽ハ相止可申旨、樽御役所ニ而被 仰渡候、(以下略)⁽¹⁾

四、結びにかえて

天下祭—神田祭と山王祭—にのみ、江戸幕府の命で幕府が経費を一部負担して出されたのが、御雇祭であった。御雇祭として出されたのは、太神楽やこま廻しなどの諸芸、また品替御雇祭という「御好附祭」「御好品」などと呼ばれ氏子町々の出した附祭に似た行列などであった。そのため、御雇祭は將軍はじめ御台所らによる上覧を第一の目的として出されたことは言うまでもない。

所見した資料から神田祭の上覧・見物の事例を挙げると、まず元禄元年(二六八八)、初めて神田祭の祭礼行列が江戸城内へ入った時に桂昌院が見物し、宝永三年(一七〇六)と同五年に五代將軍・徳川綱吉、同七年と正徳二年(一七二二)に六代將軍・家宣が上覧した。⁽²⁾

その後、時代が降り寛延三年、宝暦六年、同八年、同十三年、明和六年に、五十宮倫子(十代家治の正室)が見物し、宝暦六年(一七五六)と同八年に

万次郎（九代家重の子・重好の幼名、後の御三卿・清水家祖）も見物した。⁽⁴⁾

安永八年（一七七九）、種姫（徳川治宝室、田安宗武娘）、文化八年、菊千代（徳川斉順、家斉の子、家茂の実父、清水家三代当主）、貞章院殿（伏見宮貞建親王の娘貞子、清水重好正室）、近衛寔子（広大院、家斉正室）が見物、文化十四年、近衛寔子、保之丞殿（清水斉明、清水家四代当主、家斉の子）、貞章院殿が見物している。⁽⁴⁾

天保六年には、文姫（松平頼胤室、家斉の子）、喜代姫（酒井忠学室、家斉の子）、峰寿院（峰姫、徳川斉修室、家斉の子）、松栄院（浅姫、松平斉承室、家斉の子）がそれぞれ見物した。田安家、清水家、一ツ橋家の御三卿も自らの屋敷に設けた物見所で神田祭を見物した。⁽⁴⁾

こうした江戸幕府と神田祭や天下祭との特別な関係性―御雇祭や上覧―などについて、今後も国立国会図書館に所蔵する各年代の撰要類集や類集撰要、市中取締類集などの旧幕府引継書や江戸期の随筆や日記などにより、より詳細な姿を明らかにしてゆくこととする。

註

- (1) 神田明神は、天平二年（七三〇）創建の神社。現在のご祭神は、大己貴命、少彦名命、平将門命であるが、江戸時代は大己貴命と平将門公霊の二柱であった。神田明神に関しては神田明神史考刊行会『神田明神史考』（神田明神史考刊行会、平成四年）、沼部春友『神田明神の創祀と平将門公奉斎の問題』（『國學院雑誌』第八十一巻第十一号、昭和五十五年十一月）等を参照。
- (2) 『祠曹雑誌』（一）、内閣文庫所蔵史籍叢刊第七巻、汲古書院、昭和五十六年、五一〇頁。
- (3) 神田祭及び山王祭の概論的な研究として、東京市役所『天下祭』東京市史外編第四（東京市役所、昭和十四年）、牧田勲『天下祭の性格―神輿行列を中心に―』（『撰南法学』創刊号、平成元年）、豊田和平『江戸の天下祭り』（『比較都市研究』二十巻二号、平成十三年）、拙稿『天下祭の原型と変容』（『國學院大學伝統文化リサーチセンター紀要』第一号、平成二十一年）などがある。
- (4) 山車、附祭の研究については、竹ノ内雅人『江戸の神社とその周辺―祭礼をめぐって―』（『年報 都市史研究 十二 伝統年の分節構造』山川出版社、平成十

六年）、拙稿『附祭と御雇祭に関する序論―江戸・神田祭に焦点を当てて』（『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四十七号、平成二十二年十一月）、千代田区教育委員会『続・江戸型山車のゆくえく天下祭及び祭礼文化伝播に関する調査・研究報告』（千代田区文化財調査報告書十一、千代田区立四番町歴史民俗資料館、平成十一年）参照。

- (5) 豊田和平『天下祭と江戸の祭礼文化』（加藤貴・編『大江戸 歴史の風景』山川出版社、平成十一年）、千葉正樹『江戸名所図会の世界 近世巨大都市の自画像』（吉川弘文館、平成十三年）、竹ノ内雅人『江戸の神社とその周辺―祭礼をめぐって―』（都市史研究会・編『年報 都市史研究 十二 伝統都市の分節構造』山川出版社、平成十六年）参照。

- (6) 御雇祭に関する先行研究以下の通りであるが、その数は非常に少ない。藤沢衛彦『神田祭礼考』（同『日本伝説研究』第二巻、すばる書房、昭和五十三年）、三田村鳶魚『神田まつり』（同『三田村鳶魚全集』第九巻、中央公論社、昭和五十一年）、拙稿『附祭と御雇祭に関する序論―江戸・神田祭に焦点を当てて』、都市と祭礼研究会『江戸天下祭絵巻の世界―うたい おどり ばける―』（神田明神選書2、岩田書院、平成二十三年）。

- (7) 『宝曆明和撰要類集』宝曆祭礼之部、国立国会図書館所蔵。

- (8) 『明和撰要集』十二下（国立国会図書館所蔵）参照。

- (9) 東京市役所『天下祭』、『享保撰要類集』十四 御祭礼之部（国立国会図書館所蔵）参照。

- (10) 太神楽については鏡味小仙『江戸太神楽』（江戸太神楽保存会、昭和五十五年）、山路興造『大神楽考―江戸の大神楽を中心に―』（『民俗芸能研究』第三十一号、平成十二年九月）、北川央『関東における大神楽事情―伊勢・江戸・水戸、三つの大神楽の関係―』（幡鎌一弘編『近世民衆宗教と旅』法蔵館、平成二十二年）等を参照。

- (11) 法制史学会編、石井良助校訂『徳川禁令考』前集第五、創文社、昭和三十四年、八頁。

- (12) 鏡味小仙『江戸太神楽』参照。

- (13) 財津種英『むかしむかし物語』（『続日本随筆大成』別巻1、近世風俗見聞集1、昭和五十六年、三十一頁）。

- (14) 鏡味小仙『江戸太神楽』参照。

- (15) 『太神楽及御役材木旧記』（国立国会図書館所蔵）。

- (16) (15)に同じ。

- (17) 『宝曆明和撰要類集』宝曆祭礼之部、国立国会図書館所蔵。

- (18) 『類集撰要』三十二、国立国会図書館所蔵。
- (19) 網野宥俊『浅草寺志』下巻(浅草寺出版部、昭和十七年)、林陸朗『旧幕府引継書 江戸町方書上』浅草上(新人物往来社、昭和六十二年)、光田憲雄『江戸の大道芸人―庶民社会の共生』(つくばね舎、平成二十二年)、添田知道『香具師の生活』(雄山閣出版、昭和三十九年) 参照。
- (20) 喜田川守貞・著、宇佐美英機・校訂『近世風俗志(四) 守貞謄稿』岩波書店、平成十三年、三〇三頁。
- (21) 網野宥俊『浅草寺志』下巻、六二二頁。
- (22) 添田知道『香具師の生活』参照。
- (23) 林陸朗『旧幕府引継書 江戸町方書上』浅草上参照。
- (24) 網野宥俊『浅草寺志』六三一頁。
- (25) 林陸朗『旧幕府引継書 江戸町方書上』浅草上、三一頁。
- (26) 『宝曆明和撰要類集』『明和撰要集』参照。
- (27) 『近世珍聞集』五六(九、十)、国立国会図書館所蔵。
- (28) 今井金吾『定本 武江年表』中、筑摩書房、平成十五年、三三三頁。
- (29) 都市と祭礼研究会『天下祭読本―幕末期の神田明神祭礼を読み解く―』(神田明神選書1、雄山閣、平成十九年) 参照。
- (30) 都市と祭礼研究会『天下祭読本』六十一頁。
- (31) 『神田明神祭礼 文政六末年九月』、国立国会図書館所蔵。
- (32) 鈴木棠三・小池章太郎『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』第一巻、三一書房、昭和六十二年、一五七頁。
- (33) 東京市役所『天下祭』、一四一頁。
- (34) 『文化八年神田明神祭礼』、国立国会図書館所蔵。
- (35) (34)に同じ。
- (36) 『神田明神祭礼 文政六末年九月』、国立国会図書館所蔵。
- (37) 拙稿『附祭・御雇祭の展開に関する序論―江戸・神田祭に焦点を当てて―、竹ノ内雅人「江戸の神社とその周辺―祭礼をめぐる―」参照。
- (38) (36)に同じ。
- (39) 千代田区教育委員会『続・江戸型山車のゆくえ―天下祭及び祭礼文化伝播に関する調査・研究報告―』、竹ノ内雅人「江戸の神社とその周辺―祭礼をめぐる―」参照。
- (40) 『神田明神御祭礼御免番附』(文政八年、神田神社所蔵)、都市と祭礼研究会『江戸天下祭絵巻の世界―うたい おどり ばける―』参照。
- (41) 東京大学史料編纂所『市中取締類集』十七、大日本史料、東京大学出版会、昭和六十年、二八九頁。
- (42) 『市中取締類集』山王神田両祭礼之部(国立国会図書館所蔵) 参照。
- (43) 黒板勝美・国史大系編輯会編『徳川実紀』第六編(新訂増補国史大系 第四十三巻、吉川弘文館、昭和四十年八月)、黒板勝美・国史大系編輯会編『徳川実紀』第七編(新訂増補国史大系 第四十四巻、吉川弘文館、昭和四十年十月) 参照。
- (44) 『宝曆明和撰要類集』宝曆祭礼之部参照。
- (45) 『明和撰要集』十二下参照。
- (46) 『南撰要類集』上・中(国立国会図書館所蔵) 参照。
- (47) 『神田明神祭礼 天保六年』(国立国会図書館所蔵) 参照。